

実 施 設 計 業 務 委 託

共 通 仕 様 書

泉佐野市 生活産業部 文化財課

◆ 目 次 ◆

第 1 章 総 則	1
1. 目 的	1
2. 適用の対象	1
第 2 章 設計業務委託内容	1
1. 一 般 事 項	1
2. 調査・打ち合わせ	1
3. 実 施 設 計	2
4. 法 規 手 続 き 等	3
5. 設 計 変 更 等	4
6. 原図保存について	4
第 3 章 設計製図作成基準	4
第 1 節 設 計 製 図 基 準	4
1. 図面の種類と順序	4
2. 用 紙 の 規 格	5
3. 製 図 基 準	6
第 2 節 縮小第二原図作成仕様	8

第 1 章 総 則

1. 目 的

本共通仕様書は、泉佐野市（以下「市」という。）が施工する建築工事の実施設計業務について、設計内容の統一化及び業務の円滑化を図ることを目的とする。

2. 適用の対象

本共通仕様書は、市から建築工事等の設計業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が業務を遂行する際に適用する。

第 2 章 設計業務委託内容

1. 一 般 事 項

（1）業務の開始

受託者は業務の開始にあたって、本共通仕様書を熟読し、疑義ある点について市と充分打ち合わせを行い、その趣旨を業務に的確に反映させなければならない。なお、設計開始後は当設計業務に専心従事すること。

（2）提出書類

設計に先立ち、設計業務着手届、業務担当者及び設計工程表を作成し速やかに提出すること。なお、工程に遅れを生じたとき、或いは遅れを生じることが分かったときには、早急に市と打ち合わせて工程表を訂正すること。

（3）秘密の厳守

業務上知り得た秘密は他に洩らしてはならない。

（4）設計図書の提出

業務完了後の原図その他設計図書は市に提出し、審査承認を受けた後引き渡すものとする。なお、その後の一切の権利は市に帰属されるものとする。

2. 調査・打ち合わせ

（1）調査・打ち合わせ

設計にあたって、現地を充分調査し設計条件との照合の上打ち合わせを行う。その他随時、市が必要と認める事項について指示があれば速やかに打ち合わせ後調査を行う。打ち合わせに必要な資料作成は、原則として受託者が行う。

(2) 記 録

調査記録、打ち合わせ記録等は受託者で責任をもって記録し、写し2部を市に提出すること。

(3) 敷地現況写真

市が必要と認める敷地の現況写真を撮影し、A4版台紙に貼付整理後、1部提出する。

(4) 敷地状況測量

敷地現況測量は特記による。(今回、**要**・不要)

(5) 地質調査

地質調査は原則として市が行う他特記による。(今回、要・**不要**)

(6) 貸与図面等

市が貸与した図面、その他資料は、使用后速やかに返還すること。

(7) チェックシート

法規、及び敷地調査に関するチェックシート作成の上、早急に提出すること。

3. 実施設計

(1) 共通仕様書等

設計は、本要項第3章「設計図書作成基準」による他、(社)公共建築協会編集「建築工事共通仕様書」に準ずる。その他、特に指示した場合は各種特記仕様書等による。

(2) 実施案の作成

実施設計に先立ち、前項の内容を熟慮した後、配置図、平面図、立面図等の実施案を作成し、市の承認を得ること。また、その都度市と打ち合わせを行うこと。

(3) 標準化及び明確化

設計にあたっては、市と打ち合わせの上出来るだけ標準化、簡略化を図ること。
但し、各部の納まりが違う箇所については洩れなく記入し、図面の明確化を図る。

(4) 材料指定

材料指定については、市と使用材料、メーカー等を充分打ち合わせをし決定する。

(5) 設計のチェック

受託者は、図面、積算等の設計図書の作成にあたっては、充分内容を吟味し、誤記や訂正洩れのないように心掛けること。

(6) 積算及び単価

項目・数量・積算金額を記入し工事費内訳明細書並びに積算数量書及び単価の根拠資料を提出すること。

(7) 原図及び積算原稿

設計完了後、原図、積算資料原稿及びそれらの写しを提出すること。

(8) 構造計算

構造計算は、日本建築学会及び関連法規による。構造計算書は設計完了前に写しを提出すること。

(9) 透視図・模型

透視図・模型の作成は特記による。(今回、要・ 不要)

(10) 各室面積表

各室面積表を提出すること。

(11) 色彩計画表

必要に応じ色彩計画表の提出を求めることがある。

(12) 分割発注の場合

市の都合により工事を分割発注することがあるが、その指示のあった場合は工事範囲、図面上の分割の仕方及び図面提出時期等については市の方針に従うこと。

(13) 設備設計等の関連

当設計業務にあたって、建築設計、設備設計等の関連者と充分打ち合わせの上調整し円滑に業務を進めること。

4. 法規手続き等

(1) 関連官庁との打ち合わせ

設計に関する関係諸官庁の打ち合わせ、手続き等必要な場合は、市の指示に係わらず受託者が自主的に行わなければならない。

(2) 計画通知等

計画通知、各種許可申請等に伴う関係諸官庁への法規手続き事務は受託者が市に代行して行い、これらは必要なとき随時書類を作成し申請許可書類の受領に至るまで遅滞なく手続きを進めなければならない。

(3) 前項における代行費用は、一切受託者負担とする。

5. 設計変更等

(1) 設計内容の変更

設計完了後、不可抗力による他、設計上での疑義又は変更箇所が生じた場合は、受託者は直ちに設計図書の補正を行わなければならない。また工事の施工中に設計内容の変更が生じた場合、受託者は内容のチェック又は変更設計図書、増減内訳明細書を作成し提出する。なお、受託金額の増減は行わない。

6. 原図保存について

(1) 原図の提出

原図は所定の保存ケースと共に市に提出し、保管は市が行う。

第 3 章 設計図書作成基準

第 1 節 設計製図基準

1. 図面の種類と順序

設計図面の順序と縮尺については原則として下記による。

設 計 図 書 等 作 成 基 準				
	順序	図 種	縮 尺	備 考
意	1	表 紙		図面リスト兼用でよい
	2	特記仕様書		指示されたサンプルによる
	3	仕 上 表		外部仕上も記入
	4	配 置 図	1/100 1/200 1/300 1/500	屋外排水図（雨水排水）兼用可
匠	5	平 面 図	1/100 1/200	既設建物（増築の時も）があればその関係も図示する
	6	立 面 図	1/100 1/200	同 上
	7	断 面 図	1/100 1/200	同 上
	8	矩形詳細図	1/20 1/30 1/50	
	9	階段詳細図	1/20 1/30 1/50	
	10	各室詳細図	1/50	平面詳細図を必ず図示
	11	〔 平面詳細図 展開図含む		同一室の平面と展開は、同図面内に出来るだけまとめる

意匠	1 2	共通詳細リスト図	1/5 1/10 1/20	記号化すると共にリスト化する 甲種防火戸、乙種防火戸を明記する。 建具金物は詳細に記入しておく。耐火構造等の場合の延焼防止による網入硝子の指示は必ず標記しておく 渡り廊下、自転車置場、倉庫、既設建物等 ダスト置場、焼却炉、門、排水溝、排水会所等 建築面積、床面積、各単位（戸当たり）面積等 安全対策図、仮囲い等安全対策用
	1 3	伏 図 建 具 表	1/100 1/200	
	1 4	その他棟の図面		
	1 5	雑 工 図		
	1 6	求 積 図		
	1 7	仮設計画図		
設備	1	電気設備図	} 1/10～1/500	建築主体工事との関連を明確にする
	2	給排水衛生		
		ガス設備図		
	3	空調設備図		
構造	1	地質調査図	1/100 1/200 1/100 1/200 1/50 1/20 1/30 1/50 1/20 1/30 1/50	位置図、柱状図
	2	伏 図		
	3	軸 組 図		
	4	断面リスト図		
	5	鉄骨詳細図		
	6	架構配筋図		
	7	基礎伏配筋図		
	8	配筋詳細図		

2. 用紙の規格

(1) 紙 質

特記ある場合を除き、トレーシングペーパー艶消し、原則として第二原図は使用しないこと。

(2) サイズ・枠取り

用紙のサイズ、枠取りは規格に合ったものでなければならない。

(3) 紙端補強

用紙はすべて紙端補強を行うこと。

3. 製 図 基 準

(1) 文 字

文字は、楷書とし術語のかなは平仮名とする。但し外来語は、カタカナとする。

(2) 図の配置

平面図、配置図等は、原則として北を上方に置くが、やむを得ない場合でも、できるだけその向きを一定にする。

(3) 製図の尺度

製図の尺度は、通常次の15種とする。

1/1 1/2 1/5 1/10 1/20 1/30 1/50 1/100 1/200 1/300 1/500 1/600 1/1,000
1/2,000 1/3,000

製図の尺度は、図面タイトル欄に記入する。同一図面に異なる尺度を用いるときは、図ごとに記入し、図面タイトル欄にそれらの代表尺度を記入する。

(4) 寸法の単位

寸法の単位は、原則としてミリメートルとして、単位記号を付けない。

その他の場合にはその単位を記入する。

(例) 10,000 860
 10.0m 86cm

(5) 面積の単位

面積の単位は、平方メートルとして、単位記号を付ける。

(例1) 16.16m²

(例2)

計 算			標 記
A 室	10.005m ²	_____	10.00
B 室	20.008m ²	_____	20.00
C 室	30.989m ²	_____	30.00
小計 61.002m ²			61.00

各部面積及び延面積とも、小数点以下3位まで算出し小数点3位を切り捨てとする。

(6) 線

線の種類は、通常次の4種類とする。

実 線 _____

破 線 - - - - -

鎖 線 — . — . — . — . — . — .

(7) 寸法及び切断の表示

A horizontal line segment with endpoints marked by solid black dots.

A',

勾配及び角度の表示には、正接または度を用い、正接による場合、一般には分子を1とした分数を用いてもよい。

縮尺1/100の図面に用い、1/200及び1/300の場合は、これに準ずる。

第 2 節 縮小第二原図作成仕様

- (1) 作成方法は、原則として、原図から直接縮小する。
- (2) 用紙は普通のトレーシングペーパーを使用する。
- (3) 静電複写（乾式）による。
- (4) 縮小率は、1/2とする。
- (5) 用紙サイズはA 3 版として左側に余白を10mmとり430×297mmとする。
- (6) 左側余白に80mm等間隔に4ヵ所、左側より10mmの位置に、径5mmの穴をあけること。
- (7) 厚紙表紙とし、表紙の規格は別途指示する。

※ 略 語

(一 般)

塔屋屋階	PRF	長さ	l	ダクトスペース	DS
塔屋 1 F	P1F	高さ	h	パイプスペース	PS
屋階	RF	直径	d, ϕ	ダストシュート	D
1 階	1F	半径	r, R	エレベーター	EV
地下 1 階	B1F	縮尺	S	地盤面	GL
内法巾	W	センターライン	£	水準点	BMC
内法高	H	間隔	@	煙突	H
内床面	FL	厚さ	ア		

(構造関係)

鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC	壁	W	サブトラス	ST
鉄筋コンクリート造	RC	柱	C	ラチス	Latt
鉄骨造	S	間柱	P	プレート	PL P
軽量鉄骨	LGS	基礎	F	フラットバー	FB
コンクリートブロック	CB	布基礎	f	あばら筋	STP
プレキャストコンクリート	PC	基礎梁	FG	帯筋	Hoop
軽量コンクリート	LC	大梁	G	直径	φ
発泡コンクリート版	ALC	小梁	B	厚さ	t
スラブ	S	トラス梁	T	柱、梁の成	D
				柱、梁の巾	b

(材料関係)

人造石研出し	人研	アルミ	AL	ガス管	GP
現場テラゾー塗り	現テ	真鍮	BR	ヒューム管	HP
ステンレス	SUS	砲金	GM	陶管	TP

(塗料、鍍金)

合成樹脂調合ペイント	OP	アルミニウムペイント	ALP	ポリウレタン樹脂ワニス	UC
塩化ビニル樹脂エナメル	VP	多彩色塗料	MP	砂壁塗料塗り	SP
アクリル樹脂エナメル	AP	クリアラッカー	CL	耐候性塗料塗り	DP
フタル酸エナメル	FP	油性ステイン	OS	ユニクロムめっき	UCめっき
合成樹脂エマルジョンペイント	EP	油性ワニス	OV	ダーククロムめっき	DCめっき
有光沢合成樹脂エマルジョンペイント・	GP	ラッカーエナメル	LE	ホワイトブロンズめっき・WBめっき	

(建具関係)

木製ドア	WDS	軽量シャッター	LSS	アルミ製ガラリ	AG
鋼製ドア	DS	重量シャッター	SS	プラスチック製ガラリ	PG
ステンレス製ドア	SD	電動軽量シャッター	LESS	襖	F
アルミ製ドア	AD	電動重量シャッター	ESS	戸襖	FD
強化ガラスドア	TGD	煙感知器連動シャッター	ESS (SM)	紙障子	P
木製窓	WW	ケリルシャッター(電動)	GESS	ドアチェック	DC
鋼製窓	SW	木製ガラリ	WG	フローヒンジ	FH
ステンレス製窓	SSW	鋼製ガラリ	SG	ヒートヒンジ	PH
アルミ製窓	AW	ステンレス製ガラリ	SSG	ラバトリヒンジ	LH

(ガラス)

透明ガラス	SG	磨板ガラス	PSG	フロートガラス	FLG
型板ガラス	FG	網入磨板ガラス	PWG	熱線吸収網入ガラス	HWG
強化ガラス	TG	網入型板ガラス	FWG	熱線反射ガラス	HMG
ペアーガラス	PG	熱線吸収ガラス	HG		

国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事実施設計業務委託 特記仕様書

1. 委託名称 国登録有形文化財大將軍湯解体復原工事及び関連工事実施設計業務委託

2. 施設概要

(1) 現況の敷地概要

- ・敷地所在 泉佐野市本町4733-2
- ・敷地面積 176.62㎡
- ・敷地状況 公衆浴場
- ・用途地域 商業地域
- ・容積率/建蔽率 200/60
- ・防火地域 第一種住居地域
- ・高度地区 なし
- ・日影規制 なし
- ・その他 法22条区域、国登録文化財
(上水道) 公営上水道 (下水道) 合流式下水道
(ガス) 大阪ガス (電気) 泉佐野電力
- ・建物規模 地上2階
- ・延床面積 183.25㎡
- ・建物高さ 7.882m
- ・建築面積 138.55㎡
- ・構造形式 木造2階建一部平屋建 瓦葺

(2) 大將軍湯等の再築計画概要(現時点での想定)

- ・建物規模 地上2階
- ・敷地面積 280.49㎡
- ・延床面積 209.43㎡
- ・建物高さ 7.882m
- ・建築面積 164.58㎡
- ・構造形式 木造2階建一部平屋建 瓦葺
- ・再築年代 昭和49年以前の大將軍湯
- ・用途 公衆浴場(併設喫茶)

3. 対象工事概要

- ①保存改修工事 W造/一部2階平屋建て/139㎡ ※耐震安全性の分類(耐震安全性なし)
(1) 解体工事(2) 基礎工事(3) 木工事(4) 屋根工事(5) 左官工事
(6) 石工事(7) 給排水整備工事(8) 電気設備工事(9) 防災工事
(10) 塗装工事(11) 板金工事
- ②外構工事 囲障移設、雨水排水、舗装等
- ③仮設工事 近隣及び工事動線等を考慮した仮設計画
- ④浴室整備等工事 上記①の工事に伴う浴室整備等の工事
(1) 機械設備工事(2) 浴場電気設備工事(3) サウナ設備工事
- ⑤事業原課の要望による工事

4. 一般事項

- (1) 設計に際し、文化財保護法、建築基準法その他関係法令の規制等を十分調査し、それらの法令に基づき計画を立て、『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画書』及び共通仕様書等に適合したものとすること。
- (2) 建築物の各機能を満たすとともに地域性に合った調和のとれた建築物とすること。
- (3) 履行期間は厳守し、市監督職員の指示する予算内で計画すること。

- (4) 主要材料、工法等の選定については、市監督職員と十分協議すること。特に特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合または、材料・工法等で特許に関わるものを採用しようとする場合は、市監督職員と協議し承諾を受けること。
- (5) その他設計に際し、疑問点、問題点、細部の設計に関することは、市監督職員と十分打合わせを行い、泉佐野市文化財保存活用計画策定協議会委員またはヘリテージマネージャーの助言を必ず得るようにすること。

5. 特記事項

- (1) 計画施設は、利用者の利便性・安全性を考慮し、高齢者や障がい者も安心して利用できる配慮を行うこと。
- (2) 孝子越街道に面する表棟は中央に唐破風の玄関を構え、左右塀の腰を白色硬質タイル（佐藤化粧煉瓦工場製）張とし、下部にはマジョリカタイルをアクセントとしており、戦前の銭湯建築の好例を示すため、これを修理して、同様の表門とすること。
- (3) 計画施設は、老朽化、損傷が著しく、建築基準法の既存不適格物件であり、「大規模の修繕」「大規模な模様替」にあたるかどうかを見極め、また接道のセットバック、建蔽率・道路斜線等の集団規定、屋根・外壁の防耐火・階段・手すり・構造強度、非常用照明・給排水管等の単体規定の適法化・緩和ないし代替案を検討し、大規模に該当する場合は「泉佐野市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づき、大阪府住宅建築局建築指導室と協議し、建築審査会を通じて、建築基準法の適用除外の支援をすること。
- (4) 耐震関係については、地震荷重に対して、X・Y方向とも設計クオリティを満たさない。レンガ基礎の安全性を把握し、上部補強方法に応じて基礎の新設も必要となる可能性が高く、また浴室部等水平構面の補強も必要であるため、詳細な検討を行い計画すること。
- (5) 銭湯自体が佐野町場全体の宿泊所・町場内の銭湯と位置づけ、新しい活用と合わせて当該施設を官民のコンセルジュ施設とする。
- (6) 関西の昭和レトロな浴場として復原する予定であるため、ふさわしい設備を整えるようにすること。また、二階からは佐野町場の景色が眺望できるものとする。
- (7) 二階には飲食の提供ができる設備、浴室部にはサウナ機能を配置する。
- (8) 解体工事にあわせて、実測調査、破損調査、使用調査等を行い、実施設計に反映すること。

6. 業務の範囲

◇設計

①建築工事

意匠、構造、外構、解体、仮設等

②電気設備工事

幹線動力設備、電灯コンセント設備、弱電設備、消防設備、防災設備、受変電設備、防犯設備、

解体、仮設等

③機械設備工事

給排水衛生設備、ガス設備、空調換気設備、消防設備、浄化槽設備、解体、仮設等

◇積算

①数量の算出、単価の決定

②積算書、積算根拠資料の作成

③経済比較検討

◇その他

①市監督職員の要求するもの

②設計図書について、手書き図面は原則として認めない。

7. 業務の内容

◇建築工事（総合）

情報収集・準備	条件設定	比較検討	総合化
① 設定された条件の詳細な把握 ② 現地詳細調査及び確認 ③ 使用材料等についての文献、カタログ等の収集 ④ 各種法令手続きの打ち合せ ⑤ スケジュールの調整 ⑥ 各担当打合せ	① 設計条件の詳細な設定 (i) 各部分の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各部分ごとの把握 ② 工事費の把握 ③ 設計方針の展開	① 各部分の機能の決定 ② 空間実現の検討 (i) 形態の検討 (ii) 使用材料の検討 ③ 工事費の検討（各種工法の経済比較等） ④ 施工技術の検討	① 外部空間設計 ② 内部空間設計 ③ 平面設計 ④ 断面設計 ⑤ 立面設計 ⑥ 詳細設計 ⑦ 各部分の使用材料及び仕様の確定 ⑧ 防災設計 ⑨ 色彩計画の策定 ⑩ 工事費概算との調整 ⑪ 各種設計等の調整

◇建築工事（構造）

情報収集・準備	条件設定	比較検討	総合化
① 設定された条件の詳細な把握 ② 現地詳細調査及び確認 ③ 使用材料等についての調査及び確認 ④ 特殊工法部分の詳細調査 ⑤ 各種法令手続きの打ち合せ ⑥ スケジュールの調整 ⑦ 各担当打合せ	① 構造設計条件の詳細確定 (i) 立地上その他の制約条件の確認 (ii) 各種荷重過重条件の設定 (iii) 解析方法の設定 ② 工事費の把握	① 各部分の適合性の検討 ② 使用材料メーカーの選択 ③ 工事費の検討（各種工法の経済比較等） ④ 施工技術の検討	① 応力解析 (i) モデルの設定 (ii) 構造計算 ② 構造設計 (i) 各部の設計 (ii) 接合部の設計 ③ 工事費概算との調整 ④ 他部門との照合及び調整

◇電気設備工事

情報収集・準備	条件設定	比較検討	総合化
① 設定された条件の詳細な把握 ② 現地詳細調査及び確認 ③ 使用機器及び材料についての調査 ④ 各種法令手続きの打ち合せ ⑤ スケジュールの調整 ⑥ 各担当打合せ及び調整	① 設備設計方針の詳細設定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備ごとの把握 ② 工事費の把握 ③ 設計方針の展開 ④ 機器類の配置及び使用方法の設定 ⑤ 配管配線類の系統及び経路の設定	① 各設備方式の詳細な検討 (i) 受変電方式の検討 (ii) 幹線方式の検討 (iii) 電灯及びコンセント方式の検討 (iv) 動力設備方式の検討 (v) 弱電設備方式の検討 (vi) 防災設備方式の検討 ② 使用機器及び材料の検討 ③ 工事費の検討 ④ 施工技術の検討 ⑤ 維持管理についての検討	① 各種設備設計 (i) 受変電設備設計 (ii) 幹線設備設計 (iii) 電灯及びコンセント設備設計 (iv) 動力設備設計 (v) 弱電設備設計 (vi) 火報等設備設計 ② 使用機器及び仕様の決定 ③ 工事費概算との調整

◇給排水衛生・空調換気設備工事

情報収集・準備	条件設定	比較検討	総合化
① 設定された条件の詳細な把握 ② 現地詳細調査及び確認 ③ 使用機器及び材料についての調査 ④ 各種法令手続きの打ち合せ ⑤ スケジュールの調整 ⑥ 各担当打ち合せ及び調整	① 設備設計条件の詳細設定 (i) 各設備の要求性能の確定 (ii) 法令その他の制約条件の各設備の把握 ② 工事費の把握 ③ 設計方針の展開 (i) 機器類の配置及び使用方法の設定 (ii) 配管類の系統及び経路の設定	① 設備方式の詳細な検討 (i) 給排水、ガス等の配管方式の検討 (ii) 配管経路の検討 (iii) 消火設備の検討 (iv) 汚水処理の検討 (v) 特殊設備の検討 ② 換気方式等の検討 ③ 自動制御方式の検討 ④ 特殊設備の検討 ⑤ 使用機器及び材料の検討 ⑥ 工事費の検討 ⑦ 施工技術の検討 ⑧ 維持管理についての検討 ⑨ 関係法令等の照合及び検討	① 給排水衛生設備設計 (i) 各種給排水衛生設備の配管設計 (ii) 消火設備設計 (iii) 汚水処理設備設計 ② 換気設備設計 ③ 特殊設備設計 ④ 使用機器及び仕様の決定 ⑤ 工事費概算との調整 ⑥ 他部門との照合及び調整

8. 適用基準等

- ① 「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編）」及び「建築工事標準図」、「公共建築（改修）工事標準仕様書（電気設備工事編）」「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」、「公共建築（改修）工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- ② その他の関連要綱・各種基準等すべて

9. 提出書類 ※下記提出書類は、すべて CD-R 等による電子データも併せて提出すること。

①建築設計における関係書類の提出後

番号	名 称	提 出 部 数 等
1	意 匠 図 ・図面リスト ・特記仕様書 ・工事概要書 ・付近見取図 ・配置図 ・面積表及び求積図（敷地・建物共） ・仕上表 ・平面図 ・立面図（各面） ・断面図 ・矩形図 ・平面詳細図 ・展開図 ・天井伏図 ・建具表 ・部分詳細図 ・サイン計画図 ・外構図 ・外構詳細図 ・仮設計画図	製本 A1・A3、各5部 CD-R（JWW・PDF データ）2枚
2	構 造 図 ・特記仕様書 ・各構造標準図 ・土質柱状図 ・伏図 ・軸組図 ・断面リスト図 ・架構詳細図 ・基礎伏配筋図 ・配筋詳細図 ・スリーブ図 ・その他	原本1部、写し1部 原本1部、写し1部 CD-R（EXCEL データ）2枚
3	構造計算書	
4	内訳明細書（専門工事及び、残土処分費等の抜き出しを含む。） ・内訳明細書 ・複合単価表 ・別紙明細書	
5	積算資料（積算根拠資料共） 参照とした刊行物等（建設物価、コスト情報、施工単価資料等で採用箇所に蛍光ペン等でわかるようにすること。）	原本1部、写し1部 原本1部、写し1部
6	見積書	原本1部
7	見積比較表	原本1部、写し1部
8	設計使用材料の見本及び資料カタログ等	原本各1部
9	各種比較検討書	原本1部、写し1部
10	透視図（着色） ・外観図（周囲の建物等の景観含む）	A2版額入り各1枚 CD-R（JPEG データ）2枚
11	各種打合せ議事録等	原本1部、写し1部
12	法令調査報告書	原本1部、写し1部
13	設計趣旨説明書	原本1部、写し1部
14	地元説明会用の資料作成	担当監督職員の指示による
15	その他担当監督職員の要求する資料	担当監督職員の指示による

②電気設備設計における関係書類の提出表

番号	名 称	提 出 部 数 等
1	電 気 設 備 図 ・図面リスト ・特記仕様書 ・工事区分表 ・工事概要書 ・機器、器具リスト ・付近見取図 ・引込管路図 ・配置図（構内線路図等を含む） ・各部系統図（幹線系統図等を含む） ・各部平面図（配線図等） ・各部結線図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・その他 ・スリーブ図 ・その他	本 A1・A3、各 5 部 CD-R（JWW・PDF データ） 2 枚
2	内訳明細書（専門工事及び、残土処分費等の抜き出しを含む。） ・内訳明細書 ・複合単価表 ・別紙明細書	原本 1 部、写し 1 部 CD-R（EXCEL データ） 2 枚
3	積算資料（積算根拠資料共）	原本 1 部、写し 1 部
4	参照とした刊行物等（建設物価、コスト情報、施工単価資料等で採用箇所蛍光ペン等でわかるようにすること。）	原本 1 部、写し 1 部
5	見積書	原本 1 部
6	見積比較表	原本 1 部、写し 1 部
7	設計使用材料の見本及び資料カタログ等	原本各 1 部
8	各種比較検討書	原本 1 部、写し 1 部
9	各種打合せ議事録等	原本 1 部、写し 1 部
10	その他担当監督職員の要求する資料	担当監督職員の指示による
11		

③機械設備設計における関係書類の提出表

番号	名 称	提 出 部 数 等
1	電 気 設 備 図 ・図面リスト ・特記仕様書 ・工事区分表 ・工事概要書 ・機器、器具リスト ・付近見取図 ・引込管路図 ・配置図（構内線路図等を含む） ・各部系統図（幹線系統図等を含む） ・各部平面図（配線図等） ・各部結線図 ・部分詳細図 ・屋外設備図 ・その他	製本 A1・A3、各5部 CD-R（JWW・PDF データ）2枚
2	内訳明細書（専門工事及び、残土処分費等の抜き出しを含む。） ・内訳明細書 ・複合単価表 ・別紙明細書	原本1部、写し1部 CD-R（EXCEL データ）2枚
3	積算資料（積算根拠資料共） 参照とした刊行物等（建設物価、コスト情報、施工単価資料等で採用箇所蛍光ペン等でわかるようにすること。）	原本1部、写し1部 原本1部、写し1部
4	見積書	原本1部
5	見積比較表	原本1部、写し1部
6	設計使用材料の見本及び資料カタログ等	原本各1部
7	各種計算書	原本1部、写し1部
8	各種打合せ議事録等	原本1部、写し1部
9	その他担当監督職員の要求する資料	担当監督職員の指示による

④工事プロポーザルにおける関係書類の提出表

番号	名 称	提 出 部 数 等
1	設計図（20MB 以下でファイル分割すること）	PDF データ（原図サイズ）
2	現場説明事項	PDF データ等
3	その他必要な書類	PDF データ等

申請業務における関係書類の提出表

番号	名 称	提 出 部 数 等
	各 種 申 請 書	CD-R（スキャン PDF サイズ）
1	事前協議書	副本・写し・公印決裁用各1部
2	建築確認（除外）関係申請書	副本・写し・公印決裁用各1部
3	消防関係申請書	副本・写し・公印決裁用各1部
4	その他必要な諸申請、各種打合せ議事録等（調査、渉外事務記録等）	原本1部、写し1部

※申請書等に公印が必要な場合は、必要な書類を全て添付し、必要な事項を全て記入した上で、市監督職員へ提出すること。尚、公印請求には、1週間程度の期間を要するため、余裕をもって提出すること。

その他関係資料の提出表

番号	名 称	提 出 部 数 等
	各 種 申 請 書	CD-R 2
1	工事工程表	A3×2部（A4ファイル綴）
2	地元説明会用資料作成	市監督職員の指示による
3	その他市監督職員の要求する資料	市監督職員の指示による